○国土交通省告示第二百四十六号

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第七号）の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項第一号ロ(2)(ii)及び同項の表三の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十二年三月二十九日

国土交通大臣　前原　誠司

建築基準法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示

（構造計算概要書、応力図、基礎反力図及び断面検定比図の様式を定める件の一部改正）

第一条　構造計算概要書、応力図、基礎反力図及び断面検定比図の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「構造計算概要書、」を削る。

本文中「、構造計算概要書の様式を第一に」を削り、「第二に」を「第一に」に、「第三に」を「第二に」に、「第四に」を「第三に」に改める。

第一を削る。

第二中「別記第三号様式」を「別記第一号様式」に改め、第二を第一とする。

第三中「別記第四号様式」を「別記第二号様式」に改め、第三を第二とする。

第四中「別記第五号様式」を「別記第三号様式」に改め、第四を第三とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削り、別記第三号様式を別記第一号様式とし、別記第四号様式を別記第二号様式とし、別記第五号様式を別記第三号様式とする。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりプレストレストコンクリート造の建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第二条　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ若しくはロ、同項第二号イ又は同条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算によりプレストレストコンクリート造の建築物等の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十三号）の一部を次のように改正する。

本文中「及び構造計算概要書」を削る。

第一号中「構造計算書を別表第一、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第一」に改め、第二号中「構造計算書を別表第二、構造計算概要書を別記第二号様式」を「別表第二」に改め、第三号中「構造計算書を別表第三、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第三」に改め、第四号中「構造計算書を別表第四、構造計算概要書を別記第一号様式」を「別表第四」に改める。

別表第一(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第一中「(構造計算概要書を含む。)」を削る。

別表第二(一)の項別記第二号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第二中「(構造計算概要書を含む。)」を削る。

別表第三(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第三中「(構造計算概要書を含む。)」を削る。

別表第四(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表第四中「(構造計算概要書を含む。)」を削る。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第三条　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号ロに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により免震建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十四号）の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式に」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「(構造計算概要書を含む。)」を削る。

別記第一号様式を削る。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第四条　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十五号）の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式に」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「(構造計算概要書を含む。)」を削る。

別記第一号様式を削る。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第五条　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式に」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「(構造計算概要書を含む。)」を削る。

別記第一号様式を削る。

（建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により特定畜舎等建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第六条　建築基準法施行令第八十一条第三項に規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により特定畜舎等建築物の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十七号）の一部を次のように改正する。

本文中「定め、構造計算概要書を別記第一号様式に」を削る。

別表(一)の項別記第一号様式による構造計算概要書の項を削る。

別表中「(構造計算概要書を含む。)」を削る。

別記第一号様式を削る。

（建築基準法施行令第八十一条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件の一部改正）

第七条　建築基準法施行令第八十一条第二項第一号イ又は同条第二項第二号イに規定する国土交通大臣が定める基準に従った構造計算により膜構造の建築物又は建築物の構造部分の安全性を確かめた場合の構造計算書を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百二十八号）の一部を次のように改正する。